

琉球大学 ジェンダー協働推進室
令和6年度 国際学会派遣 +1 Visit 募集要項

1 趣旨

本学は令和元年度に文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（先端型）」の採択を受け、上位職登用に向けた女性研究者の育成と支援をおこなっている。

本事業では、女性研究者が研究成果発表をおこなう学会へ参加する際、国際共同研究を推進するためのミーティングや新たな研究ネットワークの構築に関連する訪問、または教育研究機関等における管理運営に関する先進的取組の調査を目的とした教育研究機関への訪問を追加することで、係る費用の一部を補助する。

本事業をとおして女性研究者の研究力と管理運営能力の向上を推進し、将来リーダーとして大学を牽引し得るグローバルな視点を持つ人材を育成する。

2 申請資格

本学に在職する女性の教員で教授・准教授の職にあるもの（特任教員及び特命教員は除く。）

3 補助対象

下記の要件を満たす出張を対象とする。

- (1) 国外で開催される国際学会等で本人が自ら研究成果発表をおこなうもので、令和7年3月31日までの間に終了し帰任するもの。
- (2) 国際共同研究を推進するためのミーティングや新たな研究ネットワークの構築に関連する訪問、または教育研究機関等における管理運営に関する先進的取組の調査を目的とした訪問を、「+1 Visit」として学会参加のための渡航に合わせて旅程に加えたもの。
- (3) オンラインで行われる国際学会への参加及び「+1 Visit」実施も対象とする。
- (4) 教員が個人でおこなう調査・研究を目的とする訪問は、対象としない。

4 募集人数・補助額等

- (1) 募集人数：若干名
- (2) 補助額：原則、上限20万円
- (3) 支援対象：旅費（往復交通費、日当、宿泊費等）、学会参加費、「+1 Visit」訪問先への謝礼

※1人1件の応募とする。

※旅費、謝金に係る費用は、本学の各規定に基づき支給する。

※本事業による旅費等に不足額が生じた場合、他の研究費等と合わせて利用することができる。

※支払い時の振込手数料や請求書発行手数料等は、補助対象外とする。

※本学規定に基づき、適切に予算を執行するよう努め、不明な点等がある場合にはジェンダー協働推進室と事前に協議・調整すること。

5 申請方法

申請を希望する者は、以下の書類をジェンダー協働推進室に提出する。

① 申請書

【指定 Forms】 <https://forms.office.com/r/tX9jJbbDdc?origin=lprLink>

※「研究発表の概要」については、日本語で記載すること。

② 研究業績【様式1】

③ 学会のパンフレット（写）等（学会名称、開催期間、申請者が参加・発表することがわかる部分）

④ 学会参加費の明細書（金額の内訳がわかるもの）

⑤ 「+1 Visit」訪問先からの受入やアポイントメント等が確認できる書類（メール等）

⑥ 旅行日程表

※様式は任意とする。必要な場合は様式2を活用のこと。

⑦ フライトスケジュールが記載された航空券の見積書（写）又は旅費の目安がわかるもの（金額の内訳があるもの）

※すでに支払いが完了している場合は、請求書等の写しを提出すること。

⑧ その他、必要に応じて書類の提出を依頼する場合がある。

※オンラインによる学会開催、「+1 Visit」訪問の場合、⑤⑥の提出は不要とする。

6 申請締切

令和6年7月3日（水）午後5時（厳守）

7 選考方法

申請書類をもとに「学会派遣」に係る査読の有無、発表形態、学会の規模等、さらに「+1 Visit」における訪問先や目的、研究または調査活動の計画及び期待される効果、ジェンダー推進室が主催する事業への参加・協力の実績、研究業績や学内外の役職・委員等への任命状況を参考に、「国立大学法人琉球大学国際学会派遣 +1 Visit 利用者選考基準」に沿い慎重かつ厳正な審査を実施し、採択者を決定する。

なお、申請が多数の場合には、機会の平等性を期すため過年度における同事業の未採択者を優先することがある。また、本事業の目的上、より上位の職位にある者を優先することがある。

8 選考結果の通知

令和6年7月下旬（予定）

9 決定後の手続

(1) 出張・謝金は、申請者の所属部局をとおして通常の出張・謝金申請手続きと同様におこない、出張後、申請者の所属部局へ予算を振替ることとする。

(2) 出張終了後、採択者は、報告書（指定 Forms）と学会において研究発表をおこなったことがわかる書類、「+1 Visit」訪問先での活動に関する資料等を添えて、速やかにジェンダー協働推進室へ提出する。

10 留意事項

- (1) 原則、申請締め切り後に申請内容を変更することは認めない。
- (2) 採択者は、ジェンダー協働推進室が企画する広報誌への寄稿や各種事業へ協力することが求められる。なお、ジェンダー協働推進室と日程調整の上、指定されたガバナンス研修への参加は必須とする。

【問い合わせ先】

ジェンダー協働推進室（長嶺・西平）

T E L : 098-895-8675（内線：8675・2675）

E-Mail : gender@acs.u-ryukyu.ac.jp